

議案第98号

平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ466,383,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		81,388,725	413,615	81,802,340
	2 国庫補助金	27,489,000	413,615	27,902,615
17 県支出金		16,071,020	282,421	16,353,441
	2 県補助金	4,276,697	282,421	4,559,118
21 繰越金		1	279,008	279,009
	1 繰越金	1	279,008	279,009
22 諸収入		30,917,812	37	30,917,849
	6 雑入	3,778,387	37	3,778,424
23 市債		59,270,900	508,600	59,779,500
	1 市債	59,270,900	508,600	59,779,500
歳入合計		464,900,000	1,483,681	466,383,681

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		42,844,028	74,619	42,918,647
	1 総務管理費	25,035,369	74,619	25,109,988
3 民生費		168,764,157	388,490	169,152,647
	1 社会福祉費	5,372,044	4,162	5,376,206
	2 障害者福祉費	28,190,476	30,714	28,221,190
	3 老人福祉費	15,156,468	336,090	15,492,558
	4 児童福祉費	66,022,690	15,373	66,038,063
	5 生活保護費	36,046,863	2,151	36,049,014
4 衛生費		51,529,695	166,708	51,696,403
	1 保健衛生費	15,554,870	400,131	15,955,001
	4 病院費	1,746,040	△233,423	1,512,617
6 農林水産業費		1,322,029	252,691	1,574,720
	1 農業費	1,322,029	252,691	1,574,720
7 商工費		16,291,524	24,986	16,316,510
	1 商工費	16,291,524	24,986	16,316,510
8 土木費		82,891,080	349,600	83,240,680
	4 都市計画費	24,041,599	349,600	24,391,199
10 教育費		33,733,959	226,587	33,960,546
	4 高等学校費	3,015,683	226,587	3,242,270
歳 出 合 計		464,900,000	1,483,681	466,383,681

第2表

繰越明許費

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	交通バリアフリー推進事業	541,800

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事業	8,400	普通貸借 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
高等学校管理事業	203,800			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画 総務事業	216,000	普通貸借 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	512,400	(補正前に同じ。)		